(表)

小規模特定事業(小規模一時たい積事業)区域内土地使用同意書

小規模特定事業許可申請者()の施工に係る土砂等の一時たい積の事業 については、異議がないので、次の土地の使用について同意します。

所在地及び地番	地目	地積(公簿) (m²)	摘 要

また、同意の前提として、次の事項について、小規模特定事業(小規模一時たい積事業)許可申請者から、 年 月 日に説明を受け、その内容を確認しました。

- 1 申請者の氏名及び住所(法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- 2 小規模特定事業場の配置及び面積
- 3 小規模特定事業に供する施設の設置計画
- 4 小規模特定事業の施工を管理する事務所の所在地
- 5 小規模特定事業の施工を管理する者(現場管理責任者)の氏名
- 6 小規模特定事業の期間
- 7 小規模特定事業区域から小規模特定事業区域以外の地域へ排出される水の汚染状態を測定するために必要な措置
- 8 年間の小規模特定事業に使用される土砂等の搬入及び搬出の予定量
- 9 小規模特定事業に供する施設及び土砂等のたい積の構造
- 10 小規模特定事業に使用される土砂等について、当該土砂等の採取場所ごとに当該土砂等を区分するために必要な措置
- 11 土地所有者の義務に関する事項(裏面記載のとおり)

ここに同意したことを証するため、署名押印します。

年 月 日

土地所有者 住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

注 同意者が法人の場合は、署名押印に代えて記名押印を行うことができる。

印

那珂川町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例 (平成17年那珂川町条例第118号)(抜粋)

(小規模特定事業に係る土地所有者の義務)

- 第18条の3 第3条の2第2項(第7条第1項及び第14条の2第1項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の同意をした土地の所有者は、当該同意に係る小規模特定事業による土壌の汚染及び災害の発生を防止するため、当該小規模特定事業が行われている間、規則で定めるところにより、定期的に、当該小規模特定事業の施工の状況を把握しなければならない。
- 2 第3条の2第2項の同意をした土地の所有者は、当該同意に係る小規模特定事業により土 壌が汚染され、若しくは災害が発生し、又はこれらのおそれがあることを知ったときは、 直ちに、当該小規模特定事業を行う者に対し、当該小規模特定事業の中止、原状回復そ の他の必要な措置を求めるとともに、その旨を町長に通報しなければならない。

那珂川町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則(平成17年那珂川町規則第92号)(抜粋)

(土地所有者による小規模特定事業の施行状況の把握)

第16条の3 条例第18条の3第1項の規定による小規模特定事業の施工の状況の把握は、当該施工に係る小規模特定事業場において、毎月1回以上、当該施工の状況が同意に当たって確認した事項に抵触していないかどうか並びに当該小規模特定事業場において土壌の汚染又は土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生がないかどうか及びこれらのおそれがないかどうか自ら確認することにより行われなければならない。ただし、当該小規模特定事業場において、自ら確認することが困難な事情がある場合は、他の者に確認させることにより行うことができる。

別紙 小規模特定事業に使用する土砂等の採取場所並びに当該採取場所からの搬入予定量及び搬入計画

			搬入	計	画 等	
採取場所・発生元事業者名	予 定 量 m³	最大日量 m³	搬 入 期 間	搬 入 時 間	搬入土砂 等の区分	備考
			~	~		

備考 搬入土砂等の区分の欄には、規則第2第3項の土砂等の区分に基づき「第1種建設発生土(又は第1種建設発生土に準ずるもの)」、「第2種建設発生土(又は第2種建設発生土に準ずるもの)」、「第3種建設発生土(又は第3種建設発生土に準ずるもの)」、「その他」のいずれかを記載すること。